

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月11日

【四半期会計期間】 第97期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 アース製薬株式会社

【英訳名】 Earth Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 端 克 宜

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

【電話番号】 東京03(5207)7451(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 グループ経営統括本部本部長 三 塚 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

【電話番号】 東京03(5207)7459(直通)

【事務連絡者氏名】 グループ経営統括本部 経理部部長 荒 尾 敬 哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
アース製薬株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内三丁目14番32号)
アース製薬株式会社 大阪支店
(大阪市中央区大手通三丁目1番2号)
アース製薬株式会社 坂越工場
(兵庫県赤穂市坂越3218番地12)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第96期 第3四半期 連結累計期間	第97期 第3四半期 連結累計期間	第96期
会計期間		自 2019年1月1日 至 2019年9月30日	自 2020年1月1日 至 2020年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
売上高	(百万円)	152,800	158,247	189,527
経常利益	(百万円)	9,037	18,093	4,326
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	5,468	11,977	1,250
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,835	13,797	2,471
純資産額	(百万円)	47,686	65,899	44,322
総資産額	(百万円)	111,086	128,360	107,425
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	270.35	587.52	61.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		587.11	
自己資本比率	(%)	39.1	47.9	37.3

回次		第96期 第3四半期 連結会計期間	第97期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	40.40	49.72

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第96期第3四半期連結累計期間及び第96期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。新型コロナウイルスの感染拡大による影響については引き続き注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの状況

a. 事業全体の状況

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べて201億40百万円増加し、748億51百万円となりました。これは主に、たな卸資産が23億34百万円減少した一方、現金及び預金が192億88百万円、受取手形及び売掛金が36億22百万円増加したことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べて7億94百万円増加し、535億9百万円となりました。これは主に、有形固定資産の減価償却やのれんの償却が進んだことに伴い有形固定資産及び無形固定資産の合計額が25億18百万円減少した一方、上場有価証券の時価評価に伴い投資その他の資産が33億12百万円増加したことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べて2億88百万円増加し、572億85百万円となりました。これは主に、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の合計額が135億54百万円減少した一方、仕入債務が62億35百万円、未払法人税等が38億62百万円、返品調整引当金が18億81百万円、未払消費税等が14億49百万円及び賞与引当金が12億70百万円増加したことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べて9億29百万円減少し、51億75百万円となりました。これは主に、長期借入金が10億54百万円減少したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて215億76百万円増加し、658億99百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が99億54百万円、2020年7月28日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権が行使されたことに伴い、資本金及び資本剰余金の合計額が98億39百万円増加したことによるものです。

b. セグメント情報に記載された区分ごとの状況

(家庭用品事業)

当第3四半期連結会計期間末におけるセグメント資産の残高は、前連結会計年度末より229億98百万円増加し1,299億1百万円となりました。これは主に、事業全体の状況と同様、現金及び預金が増加したことによるものです。

(総合環境衛生事業)

当第3四半期連結会計期間末におけるセグメント資産の残高は、前連結会計年度末より5億56百万円増加し158億95百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加したことによるものです。

(2) 経営成績の状況

事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの状況

a. 事業全体の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済について、国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、不透明な状況が続いております。一方、政府の専門家会議を経て発表された、新型コロナウイルス感染症との共存を目指す「新しい生活様式」への対応から、予防関連器材への需要が堅調に推移する傾向となりました。また、当社グループが展開に注力するアジア地域は、アメリカ・中国間の通商問題の動向に加え、新型コロナウイルス感染症が依然として拡大を続け、人やモノの移動が制限され経済活動が大きく停滞し、景気は減速傾向で推移しております。

このような経済状況のなか、当社グループは2016年に公表した中期経営計画のとおり、経営理念「生命と暮らしに寄り添い、地球との共生を実現する。」のもと「お客様目線による市場創造」を重視し、『海外展開の強化』『収益力の向上』『グループシナジーの最大化』に加え、成長力と収益性の双方を高める経営を進めてまいりました。なお、当該中期経営計画については本年度を最終年度とし、2021年から開始する新たな中期経営計画を2020年2月に公表しております。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績については、売上高は1,582億47百万円(前年同期比3.6%増、計画比103.6%)、営業利益179億57百万円(前年同期比103.3%増、計画比156.3%)、経常利益180億93百万円(前年同期比100.2%増、計画比153.5%)、親会社株主に帰属する四半期純利益119億77百万円(前年同期比119.1%増、計画比160.7%)となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与えた要因としては、以下の点であると認識しております。

- ・ 良好な気象条件や巣ごもり消費の拡大により、売上高が前年・計画ともに上回ったこと
- ・ 売上構成の変化や、原価低減により原価率が改善し、売上総利益が前年・計画ともに上回ったこと
- ・ マーケティング費用の抑制、活動費の減少により、販管費比率が前年・計画ともに下回ったこと

b. セグメント情報に記載された区分ごとの状況 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益ベース
[家庭用品事業]

家庭用品事業におきましては、新製品投入による新規ユーザーの開拓、既存製品のリニューアルによる製品価値の向上とともに、広告宣伝や魅力ある売場づくりなどお客様とのコミュニケーション施策を通じて、市場の活性化に努めました。また、製造コストや販売にかかるコストの低減を図り、収益性の改善に努めました。

当第3四半期連結累計期間における当事業の業績については、全国的な記録の暖冬や出荷最盛期における良好な気象条件を受けた虫ケア用品の好調な出荷、今春発売した新製品の売上寄与などにより、売上高は1,457億85百万円(前年同期比3.5%増)となりました。利益面では、増収及び売上構成比の変化に伴う原価率の改善により売上総利益が増加したことに加え、マーケティング費用の抑制、新型コロナウイルス禍による旅費・交際費といった活動費の減少などにより、セグメント利益(営業利益)は165億74百万円(前年同期比121.5%増)となりました。

(家庭用品事業の業績)

(単位:百万円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率
虫ケア用品部門	57,954	63,808	5,854	10.1%
日用品部門	76,407	74,920	1,486	1.9%
口腔衛生用品	32,543	32,264	278	0.9%
入浴剤	15,301	16,517	1,216	7.9%
その他日用品	28,562	26,138	2,423	8.5%
ペット用品・その他部門	6,477	7,055	578	8.9%
売上高合計	140,839	145,785	4,945	3.5%
セグメント利益(営業利益)	7,482	16,574	9,091	121.5%

(注) 売上高にはセグメント間及びセグメント内の内部売上高又は振替高が含まれており、金額は前第3四半期連結累計期間では7,184百万円、当第3四半期連結累計期間では7,319百万円です。

部門別の主な状況は次のとおりであります。

虫ケア用品部門

国内においては、年初から全国的に記録的な暖冬となり、出荷最盛期に差し掛かる5月から6月にかけても良好な気象条件でありました。また、新型コロナウイルスの感染予防策として換気が推奨されていることを背景に『アースノーマット』など害虫の侵入予防効果のある製品が売上を伸ばしました。海外においては、ASEAN・中国の現地法人での販売が堅調なことに加え、サウジアラビアへの輸出売上高が伸びました。

以上の結果、当部門の売上高は638億8百万円(前年同期比 10.1%増)となりました。

日用品部門

口腔衛生用品分野においては、知覚過敏予防ハミガキ『シュミテクト』が引き続き好調に推移し、洗口液の新製品『モンダミン プレミアムケア ストロングミント』の売上寄与もありましたが、昨年にあった消費税増税前の駆け込み需要の反動減により、売上高は322億64百万円(前年同期比 0.9%減)となりました。

入浴剤分野においては、入浴剤市場の拡大に伴い粒剤タイプの『きき湯』シリーズ、分包タイプの『日本の名湯』シリーズなどが好調に推移し、売上高は165億17百万円(前年同期比 7.9%増)となりました。

その他日用品分野においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりマスク『快適ガード』が売上を伸ばし、また、巣ごもり消費の拡大を受け掃除用品なども売上を伸ばしましたが、レキットベンキナー社と2019年末に販売業務提携契約を解消した影響で、売上高は261億38百万円(前年同期比 8.5%減)となりました。

以上の結果、当部門の売上高は749億20百万円(前年同期比 1.9%減)となりました。

ペット用品・その他部門

ペット用品分野においては、既存製品のリニューアルや積極的な販売促進施策によりタオル・クリーナーなどのペットケア用品が売上を伸ばし、当部門の売上高は70億55百万円(前年同期比 8.9%増)となりました。

[総合環境衛生事業]

総合環境衛生事業におきましては、主要な顧客層である食品関連工場、包材関連工場で原料やエネルギーコストの高騰によりコスト削減への動きが強まり、AIを組み込んだIoT・ICTの導入や製造機械高速化による製造工程効率化、工場の統廃合・集約化、海外への工場移転が進みました。また、消費者の「安全・安心」に対する意識の高まりや、工場での労働者確保が困難になっている現状を背景に、当社がターゲットとしている市場において、衛生管理へのアウトソーシングニーズは増しており、当事業が提供する高品質の衛生管理サービスへのニーズが高まる状況でありました。

このような状況のなか、人材の採用・育成、業務効率の改善を目的としたソフトウェア等の開発など、お客様のニーズに速やかに対応できる社内体制構築に向けた投資を積極化するとともに、技術開発力の強化により差別化された品質保証サービスを提供することで、契約の維持・拡大を図りました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は198億77百万円(前年同期比 3.4%増)、セグメント利益(営業利益)は12億89百万円(前年同期比 14.7%増)となりました。

(総合環境衛生事業の業績)

(単位:百万円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	19,230	19,877	647	3.4%
セグメント利益(営業利益)	1,123	1,289	165	14.7%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれており、金額は前第3四半期連結累計期間では85百万円、当第3四半期連結累計期間では96百万円です。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載を省略しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費は18億42百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、営業活動から得られる自己資金、金融機関からの借入を資金の源泉とし、国内グループ各社の資金を一元化することにより資金効率の向上を図っております。設備投資やM&Aなどに伴う長期的な資金需要については、資金需要が見込まれる時点で、内部留保に加え、金融機関からの長期借入などを活用して対応しております。また、運転資金など短期の資金需要については、自己資金及び短期借入を活用して対応しております。

なお、2020年7月7日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月28日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の行使に伴い、当第3四半期連結会計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ49億19百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が84億51百万円、資本剰余金が84億81百万円となっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

【発行済株式】

種類	第3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,632,500	22,057,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	21,632,500	22,057,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3 四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下の通りであります。

行使価額修正条項付第2 回新株予約権(2020年7月28日発行)	
決議年月日	2020年7月7日
新株予約権の数(個)	18,000(新株予約権1 個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,800,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 8,070(注)4
新株予約権の行使期間	2020年7月29日～2023年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし(注)9

新株予約権の発行時(2020年7月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、交付株式数(「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」第(1)項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)項に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2020年7月29日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。

- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に第(2)項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限（下限行使価額）は、2020年7月7日（以下「発行決議日」という。）の東証終値の70%に相当する5,649円である（「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額」第(3)項を参照）。
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株（発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は8.89%）、交付株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：10,234,800,000円（ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、「(注)8．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

3．新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,800,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、第(2)項乃至第(5)項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (3) 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項第 号、第 号及び第 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項第 号 6 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4．新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、当初8,070円（発行決議日の東証終値）とする。ただし、行使価額は、第(3)項又は第(4)項に従い、修正又は調整されることがある。
- (3) 行使価額の修正
 2020年7月29日以降、各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。
 ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が5,649円（ただし、第(4)項第 号乃至第 号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
 前号により行使価額が修正される場合には、当社は払込みの際に本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
- (4) 行使価額の調整
 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- 1 時価（本項第 号2に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「譲渡制限付株式報酬制度」という。）に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(ア)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(イ)本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度（以下「ストックオプション制度」という。）に基づき交付された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号 において同じ。）の1%を超えることとなる場合に限り、なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号 の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- 2 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 3 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第 号5に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(ア)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(イ)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき交付された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる場合に限り、なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号1の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。）
調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 4 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号3又は5による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第 号6に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第 号3に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本4の調整は行わないものとする。
- 5 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本5において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第 号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合
() 当該取得請求権付株式等に関し、本号3による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号3の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
() 当該取得請求権付株式等に関し、本号3又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価

額等修正日時時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- 6 本号1乃至3の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号1乃至3にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 7 本号1乃至5に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号1乃至6の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - 行使価額調整式及び本項第 号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第 号6の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - 行使価額調整式及び本項第 号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第 号又は第 号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
 - 本項第 号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第 号3における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
 - 本項第 号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、（ ）（本項第 号4においては）当該行使価額の調整前に、本項第 号又は第 号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また（ ）（本項第 号5においては）当該行使価額の調整前に、本項第 号又は第 号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 本項第 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第(3)項第 号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

本項第 号乃至第 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号6の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金14,592,600,000円

「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(3)項又は第(4)項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われないう場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 第(1)項及び第(2)項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

9. 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。ただし、「(注)13. その他投資者の保護を図るため必要な事項」に記載のとおり、所有者は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある旨が、当社と所有者との間の買取契約において規定されている。

10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、所有者との間で、下記の内容について合意している。

<所有者による行使制限措置>

(1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を所有者に行わせない。

(2) 所有者は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

11. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容
 本新株予約権に関して、所有者は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を使用し、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸株は使用しない。
12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
 本新株予約権の発行に伴い、大塚製薬株式会社は、その保有する当社株式について所有者への貸株を行う。
 なお、2020年7月29日付「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社の「主要株主の異動」が発生している。
13. その他投資者の保護を図るため必要な事項
 所有者は、当社との間の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、所有者は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で「(注)10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容」第(1)項及び第(2)項の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとする。ただし、所有者が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されております。

	第3四半期会計期間 (2020年7月1日から2020年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	13,750
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,375,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	7,119
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	9,789
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	13,750
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,375,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	7,119
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	9,789

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日 (注)	1,375,000	21,632,500	4,919	8,451	4,919	8,242

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,241,200	202,412	
単元未満株式	普通株式 11,300		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,257,500		
総株主の議決権		202,412	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株、議決権3個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が5株含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アース製薬株式会社	東京都千代田区神田司町 二丁目12番地1	5,000		5,000	0.02
計		5,000		5,000	0.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,312	26,601
受取手形及び売掛金	22,610	26,232
有価証券	100	-
商品及び製品	17,990	15,656
仕掛品	871	554
原材料及び貯蔵品	3,645	3,788
その他	2,218	2,055
貸倒引当金	39	36
流動資産合計	54,710	74,851
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,748	29,032
減価償却累計額及び減損損失累計額	14,540	15,141
建物及び構築物（純額）	14,208	13,890
機械装置及び運搬具	14,929	15,441
減価償却累計額及び減損損失累計額	10,524	11,062
機械装置及び運搬具（純額）	4,405	4,378
土地	7,944	7,861
リース資産	210	258
減価償却累計額及び減損損失累計額	168	194
リース資産（純額）	41	64
建設仮勘定	160	422
その他	8,271	8,622
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,812	7,217
その他（純額）	1,459	1,405
有形固定資産合計	28,220	28,022
無形固定資産		
のれん	8,913	6,925
その他	4,230	3,898
無形固定資産合計	13,143	10,823
投資その他の資産		
投資有価証券	6,681	9,522
退職給付に係る資産	3,097	3,290
繰延税金資産	500	665
その他	1,075	1,189
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	11,351	14,663
固定資産合計	52,715	53,509
資産合計	107,425	128,360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,778	33,014
短期借入金	13,882	1,734
1年内返済予定の長期借入金	3,284	1,878
未払金	6,566	5,552
未払法人税等	1,771	5,634
未払消費税等	1,047	2,496
賞与引当金	229	1,500
返品調整引当金	609	2,491
その他	2,827	2,984
流動負債合計	56,997	57,285
固定負債		
長期借入金	3,550	2,495
繰延税金負債	967	1,115
退職給付に係る負債	500	441
資産除去債務	464	467
その他	622	655
固定負債合計	6,105	5,175
負債合計	63,102	62,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,478	8,451
資本剰余金	3,509	8,481
利益剰余金	31,798	41,752
自己株式	16	16
株主資本合計	38,770	58,669
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,792	3,765
為替換算調整勘定	424	779
退職給付に係る調整累計額	100	164
その他の包括利益累計額合計	1,267	2,821
新株予約権	-	15
非支配株主持分	4,285	4,392
純資産合計	44,322	65,899
負債純資産合計	107,425	128,360

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年1月1日 至2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
売上高	152,800	158,247
売上原価	94,214	92,360
売上総利益	58,586	65,886
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	4,589	4,784
広告宣伝費	7,191	5,398
販売促進費	11,456	11,365
貸倒引当金繰入額	2	0
給料及び手当	10,522	10,707
賞与引当金繰入額	922	1,144
旅費及び交通費	1,166	796
減価償却費	818	824
のれん償却額	1,942	1,836
地代家賃	848	1,006
研究開発費	1,890	1,842
その他	8,401	8,222
販売費及び一般管理費合計	49,751	47,929
営業利益	8,834	17,957
営業外収益		
受取利息	25	31
受取配当金	59	64
受取手数料	29	23
受取家賃	89	65
その他	221	106
営業外収益合計	425	290
営業外費用		
支払利息	87	42
株式交付費	-	40
為替差損	99	50
その他	35	21
営業外費用合計	222	154
経常利益	9,037	18,093
特別利益		
固定資産売却益	18	7
特別利益合計	18	7
特別損失		
固定資産売却損	10	10
固定資産除却損	53	57
減損損失	-	249
投資有価証券評価損	18	41
ゴルフ会員権評価損	-	0
特別損失合計	81	358
税金等調整前四半期純利益	8,975	17,741
法人税、住民税及び事業税	4,004	6,340
法人税等調整額	763	852
法人税等合計	3,240	5,488
四半期純利益	5,734	12,253
非支配株主に帰属する四半期純利益	265	275
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,468	11,977

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	5,734	12,253
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	370	1,956
為替換算調整勘定	230	354
退職給付に係る調整額	38	57
その他の包括利益合計	101	1,544
四半期包括利益	5,835	13,797
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,560	13,532
非支配株主に係る四半期包括利益	274	265

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
受取手形	89百万円	百万円
支払手形	786百万円	百万円
流動負債の「その他」 (設備関係支払手形)	1百万円	百万円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自2019年1月1日至2019年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自2020年1月1日至2020年9月30日)

当社グループは夏季に集中して需要が発生する虫ケア用品の売上構成比が高いため、3月～7月に売上が偏り、特に第2四半期連結会計期間の売上高は他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく高くなります。また、第4四半期連結会計期間の売上高は、商慣習に伴う秋口以降の返品により、他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく少なくなるという季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年1月1日 至2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
減価償却費	2,442百万円	2,405百万円
のれんの償却額	1,942百万円	1,836百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年2月13日 取締役会	普通株式	2,324	115.00	2018年12月31日	2019年3月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年2月13日 取締役会	普通株式	2,023	100.00	2019年12月31日	2020年3月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において新株予約権の行使に伴い、新株式1,375,000株の発行を行いました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,919百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が8,451百万円、資本剰余金が8,481百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	家庭用品事業	総合環境 衛生事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	133,655	19,145	152,800		152,800
セグメント間の内部 売上高又は振替高(注) 1	7,184	85	7,270	7,270	
計	140,839	19,230	160,070	7,270	152,800
セグメント利益	7,482	1,123	8,606	227	8,834

(注) 1. 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額227百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	家庭用品事業	総合環境 衛生事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	138,466	19,781	158,247		158,247
セグメント間の内部 売上高又は振替高(注) 1	7,319	96	7,415	7,415	
計	145,785	19,877	165,663	7,415	158,247
セグメント利益	16,574	1,289	17,863	93	17,957

(注) 1. 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額93百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「家庭用品事業」セグメントにおいて、事業用資産に係る固定資産の減損損失を123百万円計上しております。

「総合環境衛生事業」セグメントにおいて、事業用資産に係る固定資産の減損損失を126百万円計上しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規程に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規程に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規程に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	270円35銭	587円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	5,468	11,977
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	5,468	11,977
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,225	20,387
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		587円11銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		14,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

行使価額修正条項付新株予約権の行使

2020年7月7日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月28日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権について、2020年10月1日から2020年10月23日までの間に、以下のとおり行使され、2020年10月23日をもってすべての権利行使が完了いたしました。

(1) 発行した株式の種類及び株式数(株)	普通株式	425,000
(2) 権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数(個)		4,250
(3) 権利行使に係る平均行使価額等(円)		6,446
(4) 権利行使に係る資金調達額(百万円)		2,739
(5) 増加した資本金の額(百万円)		1,377
(6) 増加した資本準備金の額(百万円)		1,377

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月11日

アース製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	高	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	浅		敦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアース製薬株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アース製薬株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。